

# 日本の高等教育政策における大学の特質の変遷

元根朋美\*  
motone@tezukayama-u.ac.jp

## 〈目次〉

- |                                       |               |
|---------------------------------------|---------------|
| 1. はじめに                               | 4. 量的拡大と政策の変化 |
| 2. 現在の日本における高等教育機関の種類と<br>法的位置づけによる分類 | 5. 質的保障       |
| 3. 法律上の定義の変化                          | 6. 特質の変化      |
|                                       | 7. おわりに       |

主題語: 高等教育(Higher education), 大学(University), 専門学校(Professional training college), 大学の特質  
(Universities Characteristics), 質保証(Quality Assurance) 機能分化(Functional Differentiation)

## 1. はじめに

日本の高等教育機関は、「学制二編追加」(1873年)や「教育令」(1879年), 「帝国大学令」(1886年)および「大学令」(1918年)などの戦前の制度から始まり, 戦後の「国立新制大学実施要項」(1948年)や「大学設置基準制定」(1956年), 「専修学校制度」(1976年)をはじめとする多くの政策の影響を受けた結果, 量的拡大や多様化など, さまざまな変化を遂げてきた。その一方で, 同じ資格取得を目的する大学と専門学校が存在するなど, 境界があいまいになってきている問題も生じている。このような現状を踏まえ, 現在の日本の高等教育機関はそれぞれの教育を推進していくために, 全体で多様な要請に応えるために国公私立大学がそれぞれの特色を持つことが求められる視点からも, また専門学校の一条化運動の視点からも, 「大学・短期大学・高等専門学校・専門学校」といった高等教育機関それぞれの学校種の目的・機能を踏まえた考え方の整理を行うことが必要である<sup>2)</sup>と, それぞれの機関の目的の整理, 役割分担が求められている。加えて, 学校種の整理を行うことは, 同じ資格取

\* 帝塚山大学 全學共通教育セソター 講師

1) 専門学校とは専修学校専門課程のことである。

2) 文部科学省 生涯学習政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室専修学校の振興に関する検討会議  
「社会環境の変化を踏まえた専修学校の今後の在り方について(報告)」(平成20年11月)3-3。

得を目的とする高等教育機関への進学を希望する受験者の機関選択の基準となると同時に、選択の幅の増加にもつながる。

そこで本稿では、現在日本の高等教育機関が抱えている問題の一つである境界のあいまい化解消のための学校種の整理に向け、大学に焦点を当て、「境界があいまいになっている」要因の一つとして考えられている量的拡大がどのように関わり、どのような影響を与えたのかを高等教育および大学に関する答申や報告書をはじめとする政策の中から、明らかにしたい。

## 2. 現在の日本における高等教育機関の種類と法的位置づけによる分類

現在の日本における高等教育機関には、大学(短期大学および大学院を含む)と高等専門学校(以下、高専<sup>3)</sup>)および専修学校専門課程(以下、専門学校<sup>4)</sup>)が存在する。これらの高等教育機関は法的な位置づけが異なる。学校教育法第一条<sup>5)</sup>において「学校」に分類される教育機関は、大学(短期大学および大学院を含む)および高専だけであり、専門学校は「第一条に掲げるもの以外の教育施設<sup>6)</sup>」と区別<sup>7)</sup>されている。

一方、大学の入学資格の規定(主に高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者<sup>8)</sup>)を用いてこれら3つの教育機関を分類すると、専門学校の入学資格の規定も学校教育法第百二十

- 
- 3) 中学校卒業後、入学することができる。修業年限は5年間である。学校教育法第百十五条で規定。目的は「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」である。
  - 4) 学校教育法第百二十五条において、専修学校には高等課程、専門課程または一般課程を置くことができるが述べられている。高等課程、専門課程、一般課程は入学対象で以下の通り分類することができる。(学校教育法第百二十五条を参照に筆者作成)

専修学校	高等課程	(名称)高等専修学校	入学対象が中学校卒業以上
	専門課程	(名称)専門学校	入学対象が高校卒業以上
	一般課程	(名称)専修学校	入学対象は問わない

- 5) 第1条で定められている教育施設は「一条校」と称されることが多い。
- 6) 学校教育法第十一章第百二十四条。
- 7) このような差別を受けた結果、大学および高専と専門学校とでは、設置等に対する規制の強弱などの違いが存在している。
- 8) 学校教育基本法第九十条にて規定されている。他にも文部科学大臣が同等以上の学力があると定めた場合等にも入学できる。

五条において大学と同様に規定されている。しかし、高専の入学資格の規定に関しては学校教育法で定められておらず、入学受入数の枠の視点からみても、高校卒業後に高専への入学を希望する場合は若干名のみ募集する編入学のみであるため、大学や専門学校とは位置づけが異なる。(表I)したがって、日本の高等教育機関である大学と専門学校および高専には入学資格の規定の違いが存在する。以上のことから、日本の高等教育機関は、法制上においてもその視点によって分類が異なると同時に、機関を明確に分類しきれていないあいまいな状態にあることがわかる。

表 1 法的規定による分類

第一条の「学校」に分類		入学資格の規定/18歳入学受入数	
される	大学 高専	有り/多い	大学 専門学校
されない (124条)	専門学校	無し/若干名	高専

### 3. 法律上の定義の変化

日本の高等教育機関の「境界があいまいになっている」要因が量的拡大であるとすると、最初の大学拡大政策をとった大学令発布以降、大学の特質は法律における定義の変化の影響を受けていると考えられる。そこで、大学に関する最初の法律である帝国大学令から現在の学校教育法までの変遷における大学の特質、及びその変化の有無を整理する。

大学を規定する最初の法律は1886年に発布された帝国大学令である。帝国大学令では、大学の特質を「国家ノ須要ニ応スル学術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス<sup>9)</sup>」としている。しかし、その対象は官立の帝国大学に限定するものであり、大学に求められる内容は国家による国家のための人材育成が中心であった。

大学の制度に大きな変化をもたらしたのは1918年に発布された大学令である。大学令は、高等教育制度の改善として、それまで官立の大学のみの設置を認めた帝国大学令に対し、公立や私立の大学の設置を認めるなど大学制度を柔軟化し、量的拡大や多様な大学を設立させる基盤となった。大学令における大学の特質は、第一条で「国家ニ須要ナル学術ノ

9) 帝国大学令(明治十九年三月二日勅令第三号)

理論及應用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス<sup>10)</sup>」と規定されている。大学令と帝国大学令とを比較すると、時代状況を反映した結果「理論ニ編セズ應用ニ怠ラナイ為<sup>11)</sup>」に「學術技芸」が「學術の理論」へと変わり、さらに人格陶冶と國家思想の涵養が加わった。また、対象が官立の帝国大学に限定したものではなく、国公私立すべての大学であったことから、大学令で定められた大学の特質が大学全体のイメージとなったのである。

このように、大学令によって大学の設置者の対象が国公私立の全体に拡大し、単科大学の設置も認められ大学は多様化したかに見えた。しかし、大学令においても大学の第一の目的は「全て国家に奉仕すること」であったことから、実際は、新たに加わる大学も含めたすべての大学に対し、高度大学<sup>12)</sup>と位置付けている帝国大学への一本化を求めていたのである<sup>13)</sup>。したがって、帝国大学令と大学令における大学の基本的特質の変化はなかったのである。

戦後、大学を規定する法律は1947年に発布された学校教育法へと変化する。学校教育法第五十二条では、大学を「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び應用的能力を展開させることを目的とする<sup>14)</sup>」と規定している。したがって、学校教育法における大学も大学令における基本的特質と変化がない。その後も、2006年に約60年ぶりに教育基本法が改正されるまでの間、法律の改正はなされなかった。

2006年に改正された教育基本法では新たに大学の項目が加わり、大学を「大学は學術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする<sup>15)</sup>」と規定しているが、前文で「国家を更に発展させる」ことを目的としていること、教育基本法で述べられている社会の発展とは国を更に発展させるためのものであり、国家のためにあることは共通していることから、約60年ぶりに改正された改正教育法においても大学令

10) 大学令(大正8(1919)年4月1日施行、大正7年勅令第388号)

11) 天野郁夫(2009年)『大学の誕生(下)』中公新書、p.354

12) 当時、「帝国大学こそが大学という固い信念」により、大学は高級かつ正系の帝国大学と低級かつ傍系の私立大学に分類されていた。(森川泉「戦前における私立大学の設置認可—私立大学政策問題研究(2)ー」『広島修大論集人文編』47(1)、2006、p.123)他にも、高度大学、中度大学、低度大学の分類も存在した。帝国大学は高度大学に分類されている。(天野、p.111、368)

13) 天野、p.354

14) 学校教育法(昭和22年(1947年)3月31日 法律第26号)、第五章大学、第五十二条。

15) 教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)、第七条。

における基本的特質と変化はみられない。また、教育基本法の改正を受け改正された学校教育法において、大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする<sup>16)</sup>」ものと定義づけられているが、この文言は1947年に最初に教育基本法を発布して以降、約60年が経過しても一言一句変わっていない。言いかえれば、法律上の大学の特質は草創期より変化がないことがわかる。したがって、境界のあいまい化は、法律の変化による影響を受けていないことがわかる。

## 4. 量的拡大と政策の変化

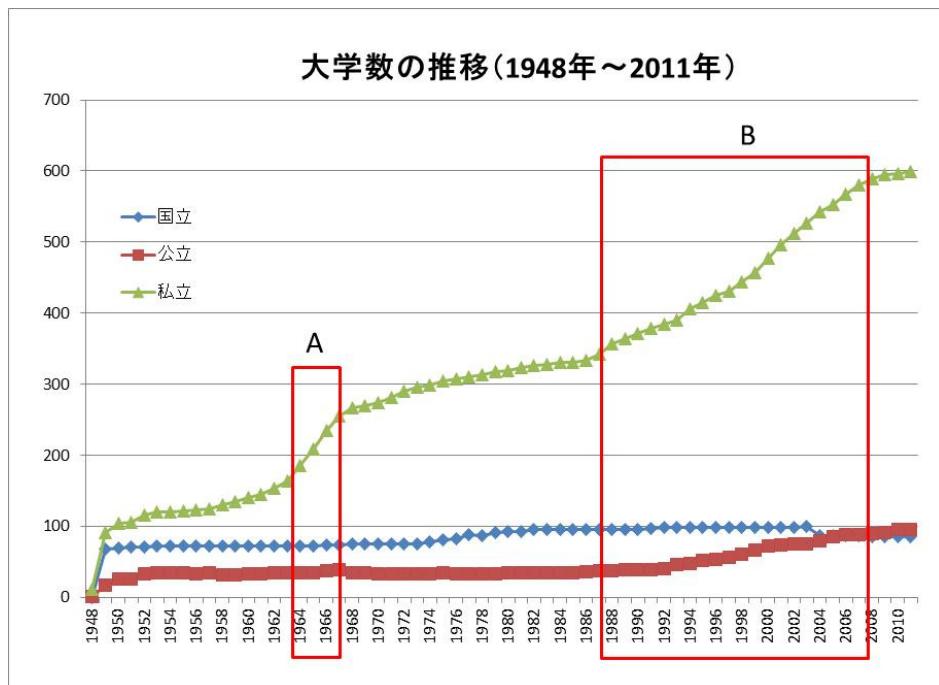
法律上の大学の定義は草創期より変化がなかったが、大学をとりまく環境は大きく変化している。先行研究においても、国は国と違う理念で自治体が大学を持つことにより大学の性格が変化することを恐れ、量的拡大に対する抑制政策もとっていたが、設置抑制政策が緩和され、設置者の枠が公立、私立へと拡大したことにより大学は多様化するとともに、設置者の違いが目的の違いにもつながった結果、大学の性格も変化したと分析されている<sup>17)</sup>。ここから、政策の変化が大学の性格の変化に影響を与えたと考えられよう。そこで、「境界があいまいになっている」要因の一つとして考えられている量的拡大に関わる政策の変遷の中から、大学の特質の変化を確認する。

### (1) 数の変化

大学は最初の大学である帝国大学の創設以降、様々な政策や規制の変化を経て、その数を帝国大学の1校から2011年度の780校まで大幅に増加している。

16) 学校教育法(平成19年法律第96号)第九章、第八十三条。

17) 猪股歳之「日本における高等教育関連政策の展開—高等教育機関の地方立地に関する政策を中心に—」  
東北大学大学院教育学研究科研究年報第54集・第2号, p.160



文部科学省「学校基本調査」の総括表である「大学の学校数、在籍者数、教職員数(昭和23年～)」<sup>18)</sup>によると、大学数の変遷は図1<sup>19)</sup>の通りである。「学校基本調査」の対象年である1948年～2011年の学校数の変遷をみると、国立・公立に比べ私立の大学数が大幅に増加していることがわかる。また、年別増加数と比較すると、A(1964～1967年)、B(1988年～2008年)の時期に大幅な上昇を示していることがわかる。

## (2) 量的抑制

量的拡大に関する政策の最初の変化は、1918年の大学令による設置者の拡大であった。それ以前の大学は高度大学と位置付けられていた官立の大学の設置のみに限定されていたが、大学令の発布以降、公立や私立にも門戸が拡大されている<sup>20)</sup>。しかしながらこの拡大は、国家的教育目的に沿い、加えて高い水準の維持や大学の性格を守るために国家統制がなされた上で制度によるものであった。こうした国家統制がなされた上で拡大する傾向

18) 政府統計の総合窓口e-stat(2012年2月6日付公表データ)

19) 「学校基本調査」総括表「大学の学校数、在籍者数、教職員数(昭和23年～)」を基に筆者作成。

20) 猪股139。

は、社会からの強い進学需要を受けた結果、関東と関西に集中していた高等教育機関の地域間不均衡を是正し、地方分散・地方立地の促進に向けて官立高等教育機関を大幅に拡大する計画であった「高等諸学校創設及び拡張計画」(1920年)においても同様であった。実際、国が行った「高等諸学校創設及び拡張計画」における官立高等教育機関の地方分散は、中央には大学を設立したが、地方には、地方の教育行政当局が大学について十分な理解を持っていないことなどを理由に実業専門学校を設立したことから高い水準の維持や大学の性格を守るための国家統制がなされた拡大であることがわかる。また、そこには地域間不均衡を是正にもかかわらず新設する高等教育機関に中央と地方との差が存在する格差を前提とした拡大であった<sup>21)</sup>。さらに、新たに設置者として加わった私立、公立はそれぞれ設立の目的を異としていたが、学生確保の有利さを念頭に置き大学を設立した私立に対しても、地域の発展を念頭に置いた公立に対しても、国は設置運営抑制方針をとっていた<sup>22)</sup>。

戦後、高等教育機関は大学に統一され、1949年の新制大学の発足に伴い私立大学は11校から92校へと大学数を大幅に増加させた。しかし、1956年の「大学設置基準」の制定や1956年の「工業(場)制限法」などによる大学の設置抑制政策により大学数の伸びは年間1校と緩やかになった。再び大学数の伸びが増加したのは1964年~1967年(図1、A期間)である。この4年間は年に21~26校も増加している。その背景には、高度成長期の経済発展や国民所得倍増計画<sup>23)</sup>に必要な科学技術者や高等教育機関を卒業した人材の養成などの社会的要望や政治的働きを受けた量的拡大政策が存在する。こうした量的拡大政策に伴い大学を設置する際に必要な設置認可は、認可制から届け出制へと緩和された。他方においても第一次ベーブームに対応した臨時定員政策など、設置拡大に対する緩和策が図られた。このような影響を受け、大学は私立大学を中心に大幅な量的拡大を遂げた。一方で、それまで国から優先的に設置認定されていた国立大学は、大学の質を優先した結果や財政面からも量的拡大を果たすことができなかった<sup>24)</sup>。そのため地方では、国立大学の設置がなされないならば公立大学の設置もしくは私立大学の誘致を求める動きがみられた。

結果として、大学令発布以降、量的拡大を行うと質が低下<sup>25)</sup>することを理由に国は設置

21) 猪股143。

22) 猪股143。

23) 池田勇人内閣において1960年に閣議決定された。10年間で国民の所得を2倍にすることを目標に掲げた。

24) 私立大学は学生確保の有利さを念頭においていた拡大であったこともあり、特に大都市圏で急速に拡大が進んだ。学校基本調査データによると私立大学数は1960年から1969年の間に140校から270校へと130校増加している。一方、国立大学は72校から75校へと3校の増加のみであった。

25) 先行研究では「地方の政治的利益に動かされやすいため大学の自由・自治が保障されない」ことも挙げられている。(猪股、p.144)

運営に対して抑制方針をとっていたが、その抑制が緩和されることで大学は私立大学を中心に大幅な量の拡大を遂げたのである<sup>26)</sup>。しかしその後は都市部に設置された私立大学の大幅増加に伴う大都市偏重の加速や大学数の私大偏重<sup>27)</sup>、私立大学の水増し入学やそれに伴う教育の質の悪化を回復すべく設置の適正化を求めた「三八答申」(1933年)や中教審答申「四六答申」(1971年)、「私立学校振興助成法」(1975年)等により、大学設置の届出制が認可制へと戻り、1981年までは定員増加も認めない方向へと再び抑制政策が図られたことから大学数の大幅な増加はみられなかった。

その後大学数の増加が上昇するのは1年間で15校増加した1988~2008年の機関(図1、B期間)である。それ以前から問題にされていた高等教育機関の地域間不均衡に加え、私立大学大幅増加に伴う都市部偏重に対し、地域間格差の是正や、地方国立大学の充実、高等教育機関の移転の促進を求める「第四次全国総合開発計画」や進学率の上昇、第二次ベビーブームによる18歳人口の増加に伴い、大学数が大幅に増加した。途中、大学数が大幅に増加しない年度もあったが、そうした年度では在籍者数が大幅に増加する形で規模が拡大されている。

その後、2002年中教審「大学の質の保障に係わる新たなシステムの構築について(答申)」において、設置抑制方針は基本的に撤廃された。「我が国の高等教育の将来像(答申)」(2005年)では「量的側面の需要はほぼ充足」していると述べているが、公立、私立学は2005年以降も大学数を増やし続けている。また、国立大学も大学数でみると2003年から2004年にかけてその数を大幅に減らしてはいるが、在籍者数は622,404人から624,389人へと逆に増加しており、その後の大きな変化のない増減を繰り返している。以上のことから、大学の質を守るために行われた量的抑制政策は、社会的要望や政治的働き、高等教育進学対象者の増加の影響を受け、幾度も緩和策を図り、最終的に撤廃されていることがわかる。

- 
- 26) 学校基本調査データによると、国立大学は1949年の68校の開設以降、1953年から1964年まで72校を維持していたが、以降1年毎に一校増加し1968年から1972年までが75校、その後、1975年で80校を超える、1979年には92校、2003年には100校となった。その後2004年に87校に急激に減少し、2008年以降86校を維持している。私立大学は、減少する年はなく、毎年増加している。特に大きな増加がみられるのは、1948年の11校から1953年の120校への5年間で109校の増加、1963年の164校から1968年の267校への5年間で103校の増加、1993年から2007年にかけて毎年10校前後の増加である。
- 27) 国立大学と私立大学を比較すると、1963年は72：164(校)、1967年は74：256(校)と大学全体に占める私立大学の比率が短期間に大幅に増加していることがわかる。

## 5. 質的保障

私立大学の大学数の大幅な増加が緩やかになった2007年頃になると、それまで大学の質を守るために大学全体を高度、中度、低度に分類した上で高度大学に位置付けていた帝国大学への一本化や、国家的教育目的に沿い、高い水準や大学の性格を守るために国家統制など、1886年に発布された帝国大学令から続く大学の質を守るためにそれ以外を排除していた抑制政策に変化がみられる。従来の量的抑制や排除することで大学の質を守ろうとした政策に対し、「我が国高等教育の将来像(答申)」では国公私立大学全体で対応する立場に変化しているのである。

大学設置抑制方針は、2002年中教審「大学の質の保障に係わる新たなシステムの構築について(答申)」により基本的に撤廃され、「我が国高等教育の将来像(答申)」では「全体規模の面のみからすれば、高等教育についての量的側面の需要はほぼ充足されてきており、ユニバーサル段階の高等教育は既に実現しつつあると言うことができる<sup>28)</sup>」と量の需要が充たされたと述べた上で、「高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、事前規制から事後チェックへという流れの中、特に大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化もあり、大学などの高等教育機関の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、一定の組織改変が届出で可能となったことを主な契機として、各高等教育期間が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的選択に基づいて機能別に分化するなど全体として多様化が一層進むにつれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が課題となる<sup>29)</sup>」と述べるとともに、「3高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」において「高等教育機関のうち、大学は、全体として①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等の各種の機能を併有する」とした上で「各大学は、固定的な『種別化』ではなく、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違い(=大学の選択に基づく個性・特色の表れ)に基づいて、緩やかに機能別に分化していくものと考えられる」と、量の抑制を主眼においていた排除政策ではなく、質の保証に向けた対応のあり方が求められているのである。この傾向は「教育振興基本計画」(2008年)における質向上や、「学士課程教育の構築に向けて」(2008年)にお

28) 第二章「新時代における高等教育の全体像、2. 高等教育の調的変化の動向、(ア)高等教育の全体規模」

29) 4. 高等教育の質の保証

ける学士力の育成による質保障、「中教審第一次答申」(2009年)における質保障システムの構築など、質を守るために対応のあり方を求める政策が続いている。以上のことから、大学に対する政策は、質を守ろうとする共通性を見出すことができる一方で、量的側面の充足を契機に、質の保証のための量的規模に主眼をおいた排除や抑制から、多種多様な大学全体で行う質の保証に向けての対応のあり方へと変化していることがわかる。

## 6. 境界のあいまい化の要因

日本の大学の特質は、量的拡大や質を守るために対応のあり方が変化しても草創期より変化がないことがわかった。しかし、大学を取り巻く環境の一つである日本経済は1993年にバブルがはじけ大きく変化し、その影響を受け、社会の中心となる求める人材像も「会社に適応する人<sup>30)</sup>」から「主体的に対応する人<sup>31)</sup>」へと変化した。このような大学の大幅な量的変化、社会の経済変化や社会が要請する人材像に変化が生じたにもかかわらず、国の答申等における大きな変化が2005年「我が国高等教育の将来像(答申)」までみられないことから、15年以上、国の政策と社会との間には乖離が生じていることがわかる。

では、なぜ国は質の低下を懸念しながら、大学が量的に拡大しても、1990年代初頭のバブル崩壊に伴う企業の変化に対しても対応しなかったにもかかわらず、2005年に対応のあり方が変わったのだろうか。

大学の量的拡大に関する政策は、社会からの様々な影響を受けた結果、大学の質を守るために設置抑制から、緩和、抑制撤廃へと変化し、政策における大学の質の守り方も、排除や抑制から対応のあり方へと変化した。

質の守り方が、境界のあいまい化の要因が量的拡大にかかる性格の変化にあるならば、対応のあり方が変化した「我が国高等教育の将来像(答申)」に大学の特質の変化があるのではないだろうか。「我が国高等教育の将来像(答申)」「第三章 新時代における高等教育の在り方」では大学の特質を「大学は、学術の中心として深く真理を探求し専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である」と述べている。「一定の

30) 岩脇千裕(2006年)「高度成長期以後の大学新卒者採用における望ましい人材像の変容」『京都大学大学院教育学研究科紀要』, p.80

31) 岩脇, p.80

「自主的、自律性が承認」とは、「社会と関連性を保ちつつも一定の距離を置いた自主的・自律的な存在」と解説されていることから、直接的に国家の為と述べていた帝国大学令や大学令時と比較すると距離のとり方は異なるが、「学術の中心として深く真理を探求し専門の学芸を教授研究」に変化はない。また、翌年、約60年ぶりに改正された教育基本法および学校教育においても同様であることから、法令上の大学の特質には変化がないことがわかる。

では、境界のあいまい化の要因はどこにあるのだろうか。

法令上の大学の特質には変化がない。しかしながらその一方で、政策においては大学の質を守るために対応のあり方が変化しているのは、守りたい法令上の特質と実際の特質とが異なっていたのではないのだろうか。

対応のあり方の2005年の変化は、2004年に国立大学が法人化され、予算配分も実績により変動がきたされたことや定員充足率の国立と私立の比較も数値化されるなど、大学間競争助長政策により国立大学も私立大学の比較対象として扱われるようになった時期と対応のあり方が変化した時期と重なる。

他にも、2005年「我が国高等教育の将来像(答申)」では、国公私立全体で対応することを提示し、大学の質を守るために「種別化」ではなく機能分化による対応のあり方を提示している。対して、大学を中心とする2005年我が国答申に対し、専門学校を中心とする2008年「社会環境の変化を踏まえた専修学校の今後のあり方について(報告)」では学校種の目的整理、役割の分担が求められており、そこには種別化に対する対応の違いが生じている。

2005年～2008年の間に大学と専門学校の間に起った関係の変化を調べると、2005年、一定の要件を満たす専門学校の修了生に対する大学院入学資格がみとめられ、専門学校の教育と大学の教育が同等に扱われるようになっていている。他にも1990年代までさかのぼると、一般教育科目と専門教育科目の区分の廃止や大学設置基準を大綱化した「大学教育改善について」(1991年)や看護系大学の設備促進を求めた「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」(1992年)以降、「職業資格を意識した新学科」の設置や「スキルの訓練に関する教育の比重が大きくなった<sup>32)</sup>」ことから、大学が専門学校の分野にも拡大していることがわかる。以上のことから、現在、日本高等教育が抱えている問題の一つである大学と専門学校との境界のあいまい化は、大学の専門学校の分野への拡大政策および専門学校の教育を大学と同等化とみなす政策により生じたと考えられる。

32) 文部科学省、専修学校の振興に関する検討会議(2008年11月)「社会環境の変化を踏まえた専修学校の今後の在り方について(報告)」「3. 専修学校の今後の在り方について」

## 7. おわりに

高等教育機関への進学希望者にとって、現在、学校主および機能の特徴があいまいになっている。本稿では、現在の日本の高等教育期間が抱えている問題の一つである境界のあいまい化解消の為の学校種の整理に向け、高等教育および大学に関する政策に焦点をあて、法律上の定義の変化、量的拡大と政策の変化、質的保障、特質の変化の視点から分析を行った。その結果、大学の特質には変化がみられなかつたが、一方で量的拡大による対応のあり方に関する政策および大学と専門学校の関係性に変化があることがわかつた。本稿では、大学の量的拡大に関する政策は、社会からの様々な影響を受けた結果、大学の質を守るための設置抑制から、緩和、抑制撤廃へと変化し、政策における大学の質の守り方も、排除や抑制から対応のあり方へと変化する一方で、大学が専門学校の分野に参入し、専門学校の教育も大学の教育と同等と認められるようになったことで境界のあいまい化が生じたところまで解明することができたが、大学と専門学校との関係性が変化するに至った背景や経緯の分析および境界のあいまい化の解消に向けた種別化と機能化とのあり方について未消化である。この点については今度の課題としたい。

### 【参考文献】

- 天野郁夫(2009)『大学の誕生(上、下)』中公新書  
 猪股歳之(2006)「日本における高等教育関連施策の展開－高等教育機関の地方立地に関する政策を中心に－」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第54集第2号, pp.137-165  
 岩脇千裕(2006)「高度成長期以後の大学新卒者採用における望ましい人材像の変容」『京都大学大学院教育学研究科紀要』pp.79-92  
 角野賢一(2010)「政権交代前の高等教育政策総括」『龍谷紀要』第31巻, pp.39-53  
 金子元久(1993)「高等教育制度・政策の研究」『広島大学大学教育研究センター大学論集』第22集, pp.187-208  
 小林恵(2002)「日本における高等教育政策における一考察－1960年代の大学拡張期において」『上越教育大学研究紀要』第21巻第2号, pp.501-512  
 斎藤里美他編著(2009)『大学教育と質保障』明石書店  
 佐藤龍子(2007)「大学『ゴールデンセブンの時代』と臨時定員政策を考える」『社会科学』78号, pp.81-96  
 寺崎昌男(2007)『大学改革その先を読む』東信堂  
 文部科学省(2005)「我が国の高等教育の将来像(答申)」  
 \_\_\_\_\_(2008)「学士課程の構築に向けて(答申)」  
 文部科学省専修学校の振興に関する検討会議(2008)「社会環境の変化を踏まえた専修学校の今後の在り方について(報告)」  
 文部科学省中央教育審議会大学分科会(2009)「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」

(2009) 「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」  
(2009~2011) 「第5期・中央教育審議会大学分科会のこれまでの審議  
経過と検討すべき課題について」  
文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会(2012年)「予測困難な時代において生涯学び続け、主  
体的に考える力を育成する大学～(審議まとめ)」

---

논문투고일 : 2012년 06월 10일  
심사개시일 : 2012년 06월 20일  
1차 수정일 : 2012년 07월 10일  
2차 수정일 : 2012년 07월 20일  
게재확정일 : 2012년 07월 25일

---

## 〈要旨〉

### 日本の高等教育政策における大学の特質の変遷

日本の高等教育機関は、多くの政策の影響を受け、さまざまな変化を遂げてきた。その結果、日本の高等教育機関は量的拡大とともに多様化が進んできたが、その一方で、同じ資格取得を目的とする大学と専門学校が存在するなど、境界があいまいになってきている問題が生まれた。このような現状を踏まえ、日本の高等教育機関は、多方面からそれぞれの機関の目的の整理、役割分担が求められている。そこで本稿では、現在の日本の高等教育期間が抱えている問題の一つである境界のあいまい化解消の為の学校種の整理に向け、高等教育および大学に関する政策に焦点をあて、法律上の定義の変化、量的拡大と政策の変化、質的保障、特質の変化の視点から分析を行った。その結果、大学の特質には変化がみられなかつたが、一方で量的拡大による対応のあり方に関する政策および大学と専門学校の関係性に変化があることがわかつた。加えて、大学の量的拡大に関する政策は、社会からの様々な影響を受けた結果、大学の質を守るための設置抑制から、緩和、抑制撤廃へと変化し、政策における大学の質の守り方も、排除や抑制から対応のあり方へと変化する一方で、大学が専門学校の分野に参入し、専門学校の教育も大学の教育と同等と認められるようになったことで境界のあいまい化が生じたことを解明した。

### The transition of Universities Characteristics in Japanese Higher Education policy

This research is conducted with the purpose of proposing the academic idea to framework for the higher education institutions in present Japan. The higher education institutions were subject to the influence of an education policy, and have changed. As a result, the border of the higher education institutions became vague. As the first step to clear the problem, the author tried to clarify the expansion and the diversification of the universities characteristics in Japanese higher education policies. As a result, there was not the change of the universities characteristic in Japanese higher education policy. But, the author elucidated that the factor of change was in a relation of the universities and the professional training colleges.